

業務案内

免震材料等の製品適合確認業務

はじめに

2018年に発生した免震材料の不正事案において、検査データ保存や検査機管理の不備、当時の認定制度の認定基準、発注者による適切なチェック、といった課題が浮き彫りになりました。この不正事案の再発防止策として、2021年4月1日より改正告示「免震材料の品質に関する基準の改正」が施行されました。この改正により、免震材料の出荷時の検査において発注者の立会の元、「検査データの保存」、「検査データの改ざん防止」、「発注者等による製品性能の確認」の実施が課されることとなりました。なお、発注者が検査のため行う行為については、発注者の他に、発注者の指定する第三者が製品性能の確認を行うことも認められているため、GBRCでは発注者に代わり第三者として立会検査を遂行する業務を行っています。

立会検査代行の利点

立会検査では、規定された検査データの保存方法や改ざん防止方法が適切であり、かつ、検査実施時に順守されているかを確認することが立会者に求められます。GBRCではこれまでに5,000本以上の免震・制振製品について立会検査を実施した実績がありますので、蓄積したノウハウを活かして、丁寧、的確な検査を実施いたします。

また、打合せ（スケジュール調整、検査内容の打合せなど）や製造工場での立会等で多くの時間が必要となりますし、加えて、案件によっては数十～数百と検査を実施しなければならない場合がありますので、発注者に代わりGBRCが立会を行う本業務サービスを是非ご利用ください。

～ 検査代行のフロー ～

①事前相談

大凡の検査スケジュールや製造工場情報をもとに見積書をご用意します。

②資料確認+打合せ

検査予定の製品に関する資料（免震材料の認定書、制振部材の評定書や検査要領書など）をもとにヒアリングいたしますので、資料のご提出にご協力ください。

③申込み

申込書ひな形などの必要書類をお渡ししますので、必要事項をご記入いただき、ご提出ください。

④検査実施

②で打合せしました内容に従って検査を実施します。

⑤報告書発行

報告書の記載内容について調整した上で、検査が④のとおりに行われたことを示した報告書を発行いたします。

検査代行のメリット



お問い合わせ先

建築確認評定センター 建築確認評定部 性能評定課

メール：seinou@gbrc.or.jp

お電話：06-6966-7600